# ◆TAC弁理士講座◆
# 平成29年短答式筆記試験解答速報データ

2017.5.21　20：30現在
2017.5.23　18：10訂正

## 特許法・実用新案法

| 問題番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 解答番号 | 1 | 5 | 3 | 1 | 3 | 1 | 4 | 4 | 5 | 4 |
| 問題番号 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 解答番号 | 3 | 2 | 2 | 1 | 5 | 2 | 3 | 3 | 5 | 4 |

## 意匠法

| 問題番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 解答番号 | 4 | 5 | 2 | 2 | 1 | 2 | 5 | 4 | 4 | 4 |

## 商標法

| 問題番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 解答番号 | 3 | 5 | 1 | 2→1 | 4 | 3 | 2 | 3 | 1 | 2 |

## 条約

| 問題番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 解答番号 | 3→4 | 2 | 1 | 2 | 2→4 | 5 | 2 | 4 | 2 | 3 |

## 著作権法・不正競争防止法

| 問題番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 解答番号 | 5 | 4→1 | 2 | 4 | 5 | 3→5 | 2 | 4→3 | 4 | 3 |

※　「ＴＡＣ弁理士講座　短答本試験解答速報データ」の結果は、あくまでもＴＡＣ弁理士講座の独自の分析によるものであり、本試験の合否とは関係ありません。したがって、本速報データを利用したことによるあらゆる結果に関して、弊社はいっさいの責任を負いかねます。予めご了承ください。また、本速報データの著作権はＴＡＣ（株）のものであり、無断転載･転用を禁じます。本速報データをご利用される場合は、利用許諾事項に同意いただけたものとします。

TAC

平成 29 年 5 月 23 日

受験生各位

資格の学校 TAC　弁理士講座

平成 29 年 5 月 21 日（日）20：30 に公開いたしました TAC 解答速報につきまして、特許庁より発表された正解枝とは６問にわたって異なっていることが判明いたしました。

つきましては、以下の通り訂正させていただきますので、ご確認の程宜しくお願いいたします。

**商標法　問４について**

特許庁から発表された正解は１です。誤っている枝はニのみとなります。
TAC では、枝ロについても誤っている枝と判断したため、速報における解答は２といたしました。

しかしながら、枝ロは、引例となる先願に係る登録商標が、文字と図形からなる結合商標であるため、文字部分からも外観・称呼・観念が生じえます。このため、引例の結合商標における文字部分が、出願に係る地域団体商標と同一または類似の場合には、後願に係る地域団体商標が拒絶される場合があります。よって、本枝は正しいです。

したがって、誤っている枝はニの１つで、正解は１となります。

**条約　問１について**

特許庁から発表された正解は４です。
枝３　PCT12 条(3)通りで本枝は正しいです。
枝４　PCT13 条(2)(a)では、出願人は国際出願の写しをいつでも指定官庁に送付することができると規定しています。よって、『所定の期間内に限り』としている本枝は誤りとなります。

したがって、正解は４となります。

**条約　問５について**

特許庁から発表された正解は４です。
枝２　PCT 規則 80.2 では、期間を定めるのに月をもっている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当するその後の月において当該事象が生じた日に応当する日に満了すると規定しており、起算日に応答する日の前日に満了するわけではありません。そのため、2016 年２月 29 日に応答する日となる 2017 年９月 29 日に満了します。よって、本枝は正しいです。
枝４　PCT 規則 80.4(b)では、期間の末日の日付は、必要な文書が提出され又は必要な手数

料が支払われるべき地における日付とすると規定しており、『当該期間の起算日の根拠となった当該事象が生じた時の当該地における日付』ではないため、本枝は誤りとなります。
　したがって、正解は４となります。

<u>著・不　問２について</u>
特許庁から発表された正解は１です。
枝１　著 99 条１項では、放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送する権利を専有すると規定しています。ここで、『放送の再放送を受信して行う再々放送については、再放送事業者が著作隣接権を有する（加戸 99 条１項解説）』ため、本枝は正しいです。
枝４　著 92 条の２第１項では、実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有すると規定しています。また、同条第２項では、かかる送信可能化権が働かない場合について規定していますが、本枝の『市販の音楽 CD に録音された乙の歌唱』については該当しません。そのため、音楽配信事業者甲は、乙の許諾を得ることなく、インターネット上で配信することができません。よって、本枝は誤りとなります。
　したがって、正解は１となります。

<u>著・不　問６について</u>
特許庁から発表された正解は５です。
枝３　不２条１項 10 号によれば、本枝の当該スパイスは、営業秘密の不正使用行為により生じた物には該当しません。そのため、甲社は、乙が当該スパイスを第三者に譲渡する行為を差し止めることはできません。よって、本枝は誤りとなります。
枝５　不２条１項８号では、不正開示行為には、秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為が含まれます。そのため、丙は、不正開示行為であることを知って、営業秘密である製造方法 A を取得しており、丙の取得行為は不正競争となります。よって、本枝は正しいです。
　したがって、正解は５となります。

<u>著・不　問８について</u>
特許庁から発表された正解は３です。
枝３　不２条１項 15 号の営業誹謗行為については、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為を対象としているため、自社の製造・販売するスピーカーの広告に対しては、本号の適用はありません。一方で、自社の製造・販売するスピーカーの広告であっても、その内容が虚偽の事実である場合には、不２条１項１４号で、商品の品質や内容に誤認させるような表示をする行為に該当します。よって、不正競争とならないとしている本枝は誤りとなります。
枝４　不 19 条１項６号によれば、取引によって営業秘密を善意無重過失で取得した者が、

その取引によって取得した権限の範囲内においてその営業秘密を使用する行為については、適用除外の対象とされています。そのため、乙の使用行為は、適用除外の対象となり不正競争とはなりません。よって本枝は正しいです。

なお、不 19 条１項柱書では、３条等の差止・損害賠償請求等の規定を適用しない旨を定めるものであり、不正競争にならないとまでは規定されていませんが、枝３がより不適切であることから、枝４については、適切と考えられます。

したがって、正解は３となります。

以上